

朝田浄水場等維持管理業務業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する朝田浄水場等維持管理業務の委託に関し、地元企業の受注機会の確保及び育成を目的とする業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 対象業務は、朝田浄水場等維持管理業務（以下「委託業務」という。）とする。

(構成員の要件)

第3条 共同企業体の構成員の数は3者以上とし、委託業務の入札参加資格要件を満たす業者の組合せであること。

(出資比率)

第4条 共同企業体の代表構成員以外の出資比率合計は、20%以上とする。

(代表者の要件)

第5条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札参加資格確認申請)

第7条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の確認を要するため、指定の期日までに、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 共同企業体の申請書類

- ア 業務委託入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 業務委託共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- ウ 委任状（様式第3号）
- エ 使用印鑑届（様式第4号）

(2) 代表構成員の申請書類

- ア 業務総括責任者調書（様式第5号）及び添付書類
- イ 配置予定技術者調書（様式第6号）及び添付書類
- ウ 受託実績調書（様式第7号）及び添付書類

(資格の審査及び通知)

第8条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ当該共同企業体の代表者に入札参加資格（適合・非適合）通知書（様式第8号）により通知する。

(存続期間)

第9条 共同企業体は、残務整理等に必要な期間として委託業務の完了後3ヶ月以上存続するものとする。

- 2 委託業務につき、契約不適合があったときは、前項の期間の満了後においても、各構成員は、連帶してその責を負うものとする。
- 3 委託業務につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかつたものは、委託業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、委託業務に係る一連の手続き（委託業務の完了後におけるものを含む。）が終了したとき、又はこの要綱に基づく担保期間が満了したときに、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

業務委託入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

申請者（共同企業体の名称）

共同企業体

第1構成員（代表者）

住所

名称

代表者氏名

印

第2構成員

住所

名称

代表者氏名

印

第3構成員

住所

名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のあった朝田浄水場等維持管理業務に係る
入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく、別添のとおり業務委
託共同企業体を結成し、指定の書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格確認申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相
違ないことを誓約します。

様式第2号（第7条関係）

業務委託共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、山口市上下水道事業管理者発注の朝田浄水場等維持管理業務（以下「委託業務」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、共同
企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 事務所をに置く。
(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、委託業務の委託期間終了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 住 所

（代表者） 名 称

第2構成員 住 所

名 称

第3構成員 住 所

名 称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

(2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他委託業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(構成員の出資割合等)

第8条 当企業体の各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

第1 構成員（代表者）

名 称	比 率	%
-----	-----	---

第2 構成員

名 称	比 率	%
-----	-----	---

第3 構成員

名 称	比 率	%
-----	-----	---

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の実施にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の実施に伴い運営委員会が決定した業務分担の実施に関し、それぞれの責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務の完了後当該委託業務について決算するものとする。

(利益金及び欠損金の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には第8条に規定する出資の割合により

構成員に利益金を配当し、また欠損金が生じた場合にも同割合で欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務の期間を完了するまでは、脱退することができない。

2 構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、代表者は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(委託期間中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが委託期間中ににおいて破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を履行するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができまするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(補則)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり朝田浄水場等維持管理業務に関する業務委託共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、各自 1 通を所有するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員（代表者）

住 所

名 称

代表者氏名

印

第2構成員

住 所

名 称

代表者氏名

印

第3構成員

住 所

名 称

代表者氏名

印

様式第3号（第7条関係）

委任状

私儀、
代理人と定め、下記権限を委任する。

を以って

記

- 1 山口市上下水道事業管理者が発注する朝田浄水場等維持管理業務に係る見積、入札、契約の締結、及び業務に関し、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限。
- 2 復代理人の選任に関する権限

令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称

共同企業体

第1構成員（代表者）

住　　所

名　　称

代表者氏名

印

第2構成員

住　　所

名　　称

代表者氏名

印

第3構成員

住　　所

名　　称

代表者氏名

印

様式第3号（第7条関係）

委任状

私儀、
代理人と定め、下記権限を委任する。

を以って

記

- 1 山口市上下水道事業管理者が発注する朝田浄水場等維持管理業務に係る見積、入札、契約の締結、及び業務に関し、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限。

令和 年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

第1構成員（代表者）

住 所

名 称

代表者氏名

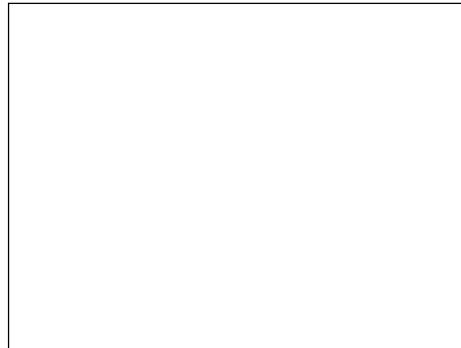
印

様式第4号（第7条関係）

使　用　印　鑑　届

共同企業体の代表者

の　使　用　印



上記の印鑑は、見積、入札、契約の締結並びに委託代金の請求及び受領のため
に使用したいのでお届けします。

令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称

共同企業体

共同企業体の代表者

住　　所

名　　称

代表者氏名

印

業務総括責任者調書

令和 年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

朝田浄水場等維持管理業務に係る入札に参加を希望するにあたり、下記のとおり業務責任者を配属できることを証明します。

記

①水道法施行令第7条第1項に掲げる資格を有する技術者

ふりがな 氏 名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経験：3年以上)			

【注意事項】

- 1 資格者証を添付するか、資格を有するにいたった経歴を詳しく記載のこと。
- 2 業務委託入札参加資格審査申請書の第1構成員（代表者）と直接的かつ恒常的（開札日において3箇月以上）な雇用関係にあることがわかるものを添付すること。

様式第6号（第7条関係）

配置予定技術者調書

令和　年　月　日

山口市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

朝田浄水場等維持管理業務に係る入札に参加を希望するにあたり、下記のとおり配置予定技術者が資格を有することを証明します。

記

①電気主任技術者（第三種以上）

ふりがな 氏 名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経歴)			

①電気主任技術者（第三種以上）

ふりがな 氏 名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経歴)			

②危険物取扱主任者（乙種4類）

ふりがな 氏名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経歴)			

③消防設備士

ふりがな 氏名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経歴)			

④電気工事士（第二種以上）

ふりがな 氏名		生年月日	
(取得年月日)			
(最終学歴)			
(経歴)			

【注意事項】

- 1 該当する資格者証の写しを添付すること。
- 2 業務委託入札参加資格審査申請書の第1構成員（代表者）と直接的かつ恒常的（開札日において3箇月以上）な雇用関係にあることがわかるものを添付すること。
- 3 一人が複数の資格を有することも可とする。

様式第7号（第7条関係）

受託実績調書

会社名

委託名			
発注者			
浄水場名			
契約金額			
委託期間	年月日～ 年月日	年月日～ 年月日	年月日～ 年月日
表流水の浄水施設能力 (急速ろ過方式)	m^3 ／日	m^3 ／日	m^3 ／日
備考			

- (注) 1 発注者は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
2 契約書の写しを添付すること。
3 表流水の浄水施設能力 $10,000 m^3$ ／日以上の急速ろ過方式による施設の運転及び維持管理業務の実績であることが証明できるものを添付すること。
4 平成27年4月1日以降の実績に限る。